

第二期山形県ものづくり分野基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、本県内陸地域30市町村（山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）及び庄内地域5市町（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町）の行政区域とする。概ねの面積は93万2千ヘクタール程度（山形県面積）である。

本促進区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する国立公園区域、国定公園区域、県立自然公園区域、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、「自然環境保全法」に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（国指定）、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に規定する生息地等保護区、「自然再生推進法」に基づく自然再生事業の実施地域及びシギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域内には存在しない。

(促進区域地図)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

山形県は、東北地方の日本海側に位置し、蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、「母なる川」最上川が、米沢、山形、新庄の各盆地からなる内陸地域と庄内平野を中心とした庄内地域をつないで流れる、美しく自然豊かな県である。また、メリハリのある四季、人々の暮らす集落と農地や里山とが綾をなす、自然と人が調和する「東洋のアルカディア」、「もう一つの日本」と呼ばれている。

イ 産業の状況

こうした自然の恩恵を受け、さくらんぼや米をはじめとした多彩で高品質な農産物の産出や、豊富な森林資源を活用した農林水産業が基盤産業として発展してきた。

戦前から昭和40年代初めにかけて、それまでの地場産業が発展した形で、農業用機械、鋳物、ミシン、繊維、食料品など製造業の集積が見られた。昭和40年代半ば以降には、企業誘致に取り組んだ結果、電気機械、電子部品・デバイス等を中心に大手メーカーの立地が進むとともに、従来からの鋳物、ミシン関連産業等が、金型、メッキ、部品加工、組み立て加工などの基盤的産業へと成長を遂げ、電気機械・一般機械等を基軸とした産業集積が形成された。

近年では、県内の幅広い技術分野の企業集積を生かし、高付加価値なメイドイン山形のものづくり、県内企業の連携による成長期待分野（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）への参入が進んでいる。

また、有機エレクトロニクスの実用化の促進、慶應義塾大学先端生命科学研究所のシーズからの新たな事業創出、バイオテクノロジー関連産業の事業化や集積化を図る等、世界最先端技術を基にした産業群の形成が加速化している。

ウ インフラの整備状況

（交通）

交通体系としては、広域的幹線交通網の整備が着実に進んでいる。

高速道路は、内陸部を縦貫する東北中央自動車道、日本海側を縦貫する日本海沿岸東北自動車道、太平洋側と日本海側を結ぶ東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）の3路線がある。

東北中央自動車道は、平成31年4月に福島市から東根市までつながり、山形市、仙台市、福島市の南東北3県の県都が環状ネットワークで結ばれ、令和4年には新庄真室川インターチェンジまで延伸し、令和8年度以降には金山町までがつながる予定である。また、日本海沿岸東北自動車道は、令和8年度に秋田県境部のミッシングリンクが解消される予定である。

その他にも新庄酒田道路（国道47号）、新潟山形南部連絡道路（国道113号）も着実に整

備が進んでおり、山形県が目指す格子状骨格道路ネットワークの構築が確実に進んできている。

鉄道は、東京～新庄間を結ぶ山形新幹線が南北に縦断し、東京～山形間は約2時間半で結ばれている。

空路は、山形空港、庄内空港と2つの玄関口があり、山形空港では、令和6年9月現在、東京便、名古屋便、大阪便、札幌便が、庄内空港では東京便が運航しており、利便性の高い交通ネットワークが形成されている。

さらに、重要港湾である酒田港は、本県唯一の貿易港として重要な役割を果たしており、国際定期コンテナ航路は、令和6年9月現在、毎週、韓国便1便、中国・韓国便1便が運航され、国内便も毎週1便運航されており、本県の産業経済活動と広域交流活動を牽引している。

エ 人口の分布の状況

本県の令和2年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口は1,082,296人、令和2年10月1日時点の面積に基づく人口密度は116人/km²と、全国で6番目に低い。

また、本県の将来推計人口は、平成27年の112万人から30年後の令和27年には77万人となり31.3%減少する見込みである。(図表1)

年齢別県外転入・転出者数を見ると、18～24歳の若者の転出超過が目立ち、県全体の転出超過総数の90.1%を占めており、若者の県外流出が県人口の減少の大きな要因となっている。(図表2)

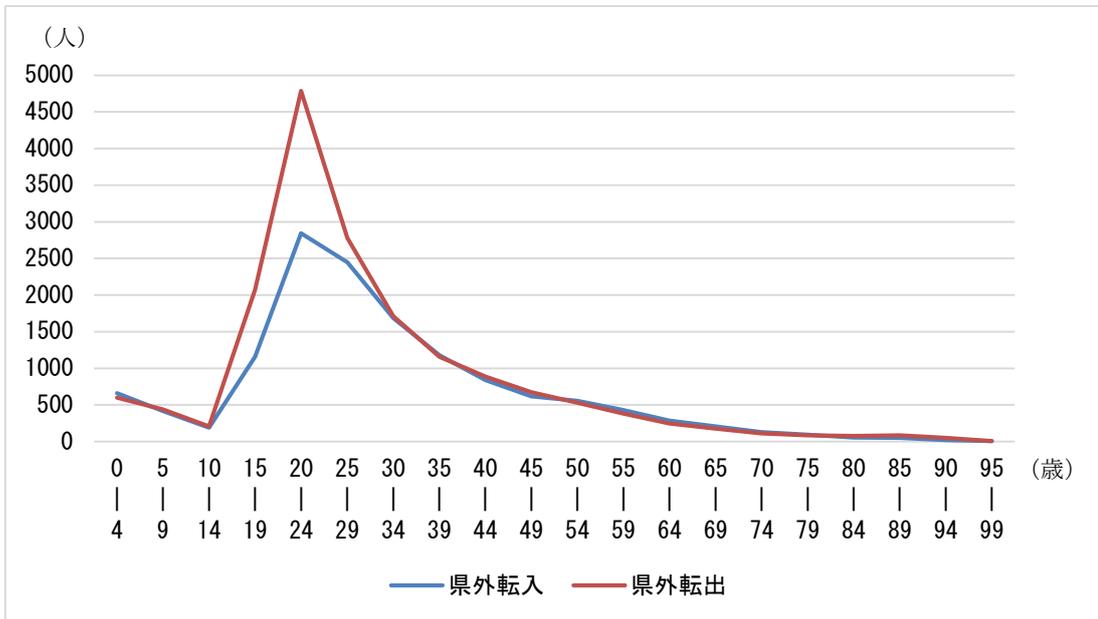
就業人口においても年々減少しており、平成17年から平成27年までの10年間で総数は、8.1%減少し、第1次産業は21.9%、第2次産業は14.3%減少している。

産業別就業人口の構成比をみると、第3次産業が過半数を占めており、近年その比率が拡大してきている。第3次産業では、卸・小売業の比率が最大だが、医療・福祉がこれに次ぐ規模となっている。(図表3)

(図表1 山形県の将来推計人口)



(図表2 年齢別県外転入・転出者数(令和元年10月～令和2年9月))

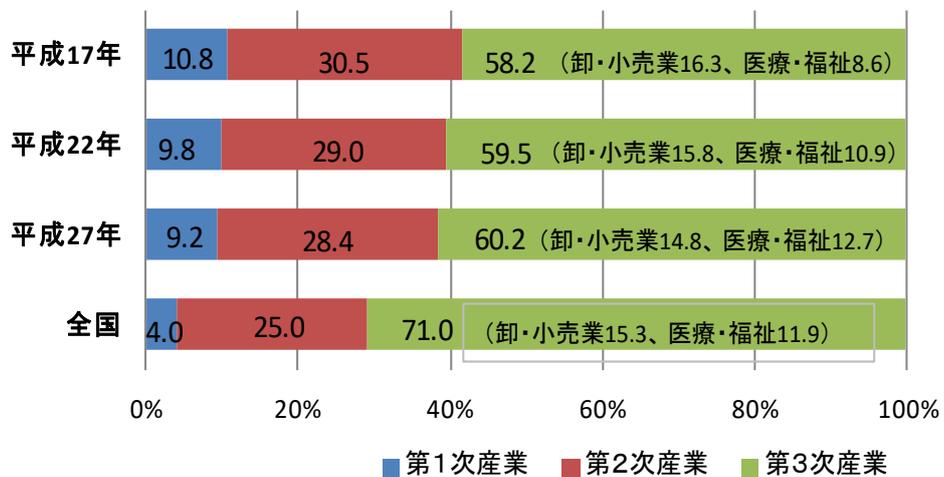


	(人)		
	県外転入	県外転出	転出超過
18歳	390	890	△ 500
19歳	647	1,073	△ 426
20歳	425	650	△ 225
21歳	427	733	△ 306
22歳	660	1,213	△ 553
23歳	752	1,379	△ 627
24歳	578	813	△ 235
計	3,879	6,751	△ 2,872

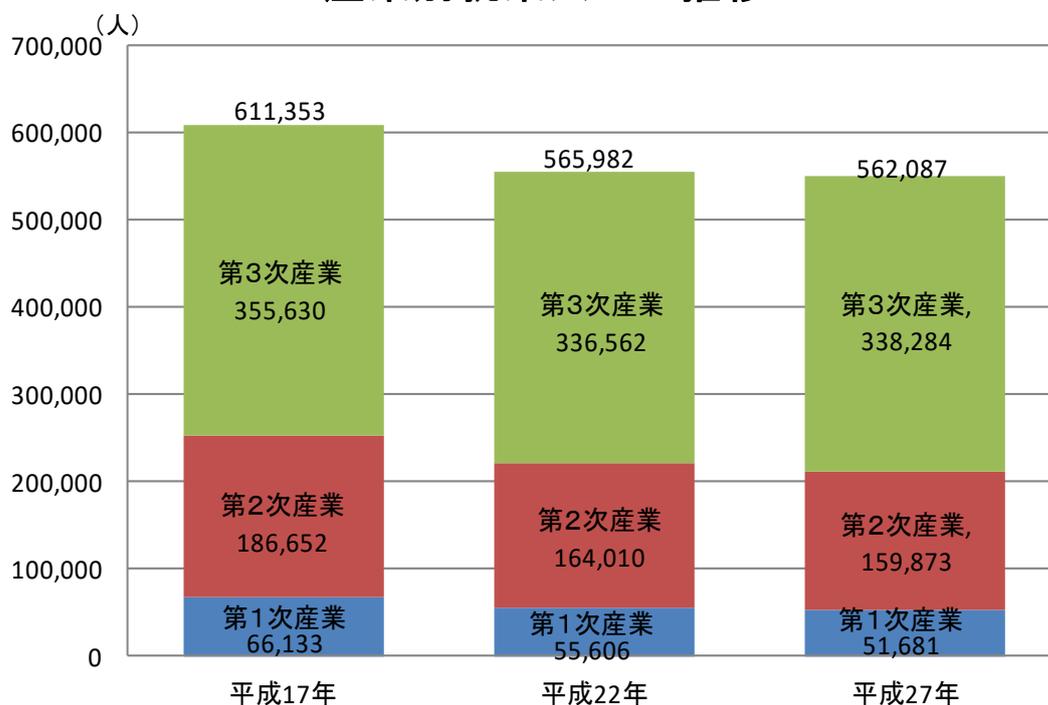
資料「山形県の人口と世帯数」
調査期間：令和元年10月～令和2年9月

(図表3 産業別就業人口及び構成比の推移)

産業別就業人口の構成比の推移



産業別就業人口の推移



資料：総務省「国勢調査」※総数には「分類不能」の産業を含む。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は雇用者数の約3割、全産業の県内総生産の約3割が製造業となっており、製造業は産業構造の中核をなしているといえる。

本県では、令和2年3月に、今後5年間の産業振興の戦略と方向性を明らかにし、本県産業振興の道しるべとなる「山形県産業振興ビジョン」を策定し、取組みを進めている。本ビジョンでは、“CHALLENGE CHANGE to CHANCE”を旗印に、『新時代を担う本県の多様な「チカラ」を結集してイノベーションを加速し、国内外の変化や新たなビジネスチャンスに対応した高付加価値産業構造の確立をめざす』という基本目標を掲げ、「新時代を担う人材の確保と新規創業の促進」、「新時代を支える企業収益と県民所得の向上」、「新時代に対応した本県産業の競争力強化」の3つを本県産業振興の方向として示している。

山形県産業振興ビジョンで掲げる7つの施策のうち「施策⑤ ものづくり産業の競争力強化」に基づき、本県の強みである先端分野（有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー）の集積促進並びに県内の技術集積を踏まえ、今後成長が期待できる成長期待6分野への参入拡大を中心とした製造業付加価値額の増大を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
製造業付加価値額	10,785 億円 (R 1)	14,620 億円 (R 8)	35.6%

【任意記載のKPI】

(なし)

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が3,620万円(山形県の1事業所あたり付加価値額(経済センサスー活動調査(平成28年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ① 促進地域に所在する事業者の売上げが開始年度比で9%(年率2%程度)以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4人以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

次の区域を重点促進区域として設定する。

なお、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

【重点促進区域1】

山形市くぬぎざわ西（山形中央インター産業団地）
山形市豊原・西崎
山形市寺西
米沢市アルカディア一丁目（米沢オフィス・アルカディア）
米沢市八幡原一丁目、二丁目、三丁目、五丁目（米沢八幡原中核工業団地）
新庄市大字福田字福田山（新庄中核工業団地）
寒河江市中央工業団地（寒河江中央工業団地）
天童市大字荒谷字堂ノ前、同大字荒谷字長井仏（荒谷西工業団地）
天童市大字山口字大石（山口西工業団地）
尾花沢市大字荻袋字西荻原、同大字荻袋字堂ヶ塚（福原工業団地）
中山町大字岡字金田（なかやま西部工業団地）
河北町大字吉田字花ノ木（花ノ木工業団地）
朝日町大字宮宿字西原（西原工業団地）
川西町大字尾長島字前川原（尾長島工業団地）
川西町大字上小松字道德
川西町大字上小松字弥五右衛門前
川西町大字上小松字観音下
飯豊町大字萩生字石箱（x E V飯豊研究センター）
飯豊町大字添川字境見山、同大字添川字金山沢、同大字添川字行人沢（東山工業団地）

設定する区域は、令和6年9月30日現在における地番により表示したものである。
対象区域の図面は別紙1-1のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は990ヘクタールであり、山形市豊原・西崎（約20ヘクタール）は全域が農業振興地域整備計画における農用地区域及び市街化調整区域である。

山形市寺西（約13ヘクタール）はうち約6ヘクタールが農業振興地域整備計画における農用地区域であり、その他は農用地区域外農地（第1種農地）である。また、全域が市街化調整区域（約13ヘクタール）である。

本区域は、地域の特性として、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）と東北中央自動車道の整備が進んでおり、高速道路I.C（建設中の区間を含む）から概ね半径5キロ以内に位置しているほか、山形空港や山形新幹線の各駅との交通アクセスも容易である。

また、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンターやx E V飯豊研究センターなど、有機エレクトロニクス関連技術の集積も進んでいる。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

各地域の都市計画における用途地域の指定状況は別紙2のとおり。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)については環境保全上重要な地域として、区域から除外している。

なお、本区域には、山形県自然環境保全地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

・山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画

「第2章 県土利用に関する基本構想 2 利用区分別の県土利用の基本方向 (6) 宅地 イ 工業用地」において、「グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラ等の整備状況及び経済情勢等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図り、工場内緑地等の保全にも配慮する。また、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地 については、土壌汚染 調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る」ことを明記している。

また、「第3章 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 2 地域別の概要」において、重点促進区域2が含まれる「(1) 村山地域」については、「教育研究機能等の機能集積の強みを活かし、地域活力を引き出す人材の育成強化、企業との連携による地域イノベーションを促進するとともに、農産物や景観・文化など多様地域資源の磨き上げにより持続的発展する産業群形成を推進する。また、高速道路網など社会基盤を活かし、周辺各地域との人的・物的交流の拡大に向けて連携を強化する」ことを明記している。「(2) 最上地域」については、「高速道十字連携軸の整備を促進するとともに、その効果を最大限に活用するためのアクセス道路や拠点施設の整備により、人やモノと地域をつなぐ連携・交流基盤や定住環境の形成を進める」ことを明記している。

「(3) 置賜地域」については、「宮城・福島県や関東・首都圏との近接性を活かした『県南ゲートウェイ』としての発展基盤の確立に向け、交通アクセスの強化を進める」ことを明記している。

・山形市発展計画2025

「第3章 重点政策 II 持続的発展が可能な希望あるまちづくり 5 地域経済の活性化」において、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出を図るため、企業誘致に積極的に取り組むことや、新たな産業団地の開発等によりその受け皿となる用地の確保を図ることを明記している。

・米沢市まちづくり総合計画

「第2部 基本計画 5 後期重点事業」において、東北中央自動車道インターチェンジ付近の計画的な土地利用として、重点的に産業用地の確保に向けた検討・取組を実施することを明記している。

また、「第2部 基本計画 第1章 挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり」において、経営基盤の強化に向けた支援や人材育成、商工団体との連携強化により、既存商工業の経営の安定及び地域内における経済循環の向上等を図ることや、企業立地を促進し、産学官金の連携等による新産業の創出や新たな市場開拓の支援・販路開拓に取り組むことを明記している。

・第2期米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第3節 基本目標ごとの第2期総合戦略の展開 基本目標1：(しごと 産業・雇用対策)」において、大学等の各種先端技術の研究や成果を活用し、その事業化を支援していくほか、雇用創出に向けて企業立地を促進していくことや、中小企業の販路拡大や生産性向上への支援、人材確保・育成を図るため、各種支援事業を実施することにより、地域内外への高い経済的波及効果を得ることなどに取り組むことを明記している。

・第5次新庄市総合計画

「基本構想 第2章 主要な課題と対応方針 基本課題② 地域経済の活性 対応方針① 企業の成長を支援する」において、工業団地への誘致企業の支援を継続するとともに、市内企業の生産性向上と人材確保のための支援に取り組むことを明記している。

・第2期新庄市総合戦略

「基本目標4 地域産業の持続的発展と安定的な雇用を確保する」において、企業の誘致や基幹産業の振興、高付加価値な農産品・商品の開発、地域に根ざすものづくり産業等の振興を図り、雇用の場の拡大に取り組むことを明記している。

・新第6次寒河江市振興計画 基本計画

「4 基本政策 第2章 活力と交流を創成するまち 第3節 賑わいを生む商工業振興」において、中心市街地の活性化を図るため、商業後継者、新規起業家を支援しながら、商店街の賑わいづくりに引き続き取り組むことや、地元企業を支援するとともに誘致を進め、安定雇用を図り、市内産業の活性化を目指すことを明記している。

・第7次天童市総合計画

「第1編 基本構想 第6章 施策の大綱 第2節 産業の活力と魅力あふれるまちづくり」において、地域経済活動の活性化と新たな雇用の場を創出するため、工業団地を整備し、新たな企業誘致を進めることや、企業に対する経営相談や融資制度などの支援を充実し、経営基盤の強化と経営の安定化を図るとともに、人材の育成や労働力の確保を促進し、競争力の高い、持続的な産業の発展に取り組むことを明記している。

・第2期天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「基本目標Ⅳ 地域経済を活性化し、魅力ある『しごと』をつくる」において、地域の特色や強みを生かし、産業の振興および企業の競争力の強化を図ることや、山口西工業団地に企業を誘致し、雇用拡大を図ること、工業団地への誘致企業と市内既存企業との取引関係のマッチング支援等により、地域経済活動の活性化を図ることを明記している。

・第7次尾花沢市総合振興計画

「前期基本計画 第2章 推進施策 1 産業振興～キラリと光る産業のまち～」において、尾花沢インターチェンジに隣接する交流拠点の強みを活かし、福原工業団地への企業誘致を進めるほか、市内企業の連携による地域循環型共同受注体制の構築、市内での起業・創業の一貫支援を行い、市内企業の強靱化を進めることを明記している。

・第6次中山町総合発展計画

「第2部 基本構想 第5章 土地利用の方針 ③工業ゾーン」において、工業団地、工場適地としての基盤整備を図るとともに、優良企業の誘致や既存立地企業への支援等に努めるなど、新産業の創造や新たな雇用創出のための土地利用の推進を図ること、「第3部 基本計画 第3章 分野別計画 4-2 商工業」において、新規創業を希望する者に対してきめ細やかな相談・支援を実施するとともに、工業団地については、進出希望事業者への用地取得支援等を継続することにより、町内雇用の維持・創出を図ることを明記している。

また、「第4部 中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2章 基本目標 1 なかやまの資源や立地条件を活かした創業支援と雇用の創出」において、なかやま西部工業団地や恵まれた営農環境などのまちの資源や、県都山形市等とアクセスがしやすい立地条件を活かした創業支援と雇用の創出を図ることを明記している。

・第8次河北町総合計画

「基本計画 第4章 新たな魅力を発信しにぎわいのある町 第2節 やる気で稼ぐ仕事おこし」において、花ノ木工業団地への産業立地と既存企業に対する支援により、地域経済の活性化を推進することや、町内産の農産物、商品の都市部への販売により商業の振興を図るとともに、魅力ある中心街の賑わいを取り戻すため、空き店舗対策、小売業の役割などに配慮していくことを明記している。

・第2期山形県河北町総合戦略

「VI 施策の基本的方向、具体的な施策 1 『かほく』の資源を活かした雇用をつくる」において、町の資源や特性を生かし、農林水産業、工業、商業、観光の連携を強化し、起業や商品開発・ブランド化などにより新たな魅力を掘り起こすとともに、積極的に情報発信をし、デジタル技術等も活用しながら地域経済を活性化し、雇用の創出を図ることを明記している。

・第6次朝日町総合発展計画

「II 基本計画 1-2 しごとの確保（商工業）」において、今ある企業や事業所のものづくりを応援することとして、町産品の販路拡大とPR強化、企業誘致の推進、設備投資への支援、新規学卒就職者への奨励金、キャリア教育を通じた町内就職へのきっかけづくりに取り組むことを明記している。

・第2期朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「V 基本目標ごとの数値目標及び具体的な施策 基本目標1 若者たちの地元定着

と交流・移住の促進を図る」において、立地条件に捉われずに事業を行うことが可能な業種のサテライトオフィス等の誘致や、個人事業者への支援、工業団地・インフラの整備による受入態勢の充実等に取り組むことを明記している。

- ・かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）後期基本計画（第2期川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

「後期基本計画 分野別目標 3 『挑戦する』まちをつくる（視点3 しごとづくり）」において、工業機能の維持・集積による生産環境の向上や高い競争力を持つ企業の育成、新たな雇用の場の創出・確保や地域経済の活性化を図るための企業誘致促進や誘致企業等に対する経営の安定化に向けた取り組みの充実に取り組むことを明記している。

また、「第2期川西町総合戦略 地域経済活性化プロジェクト」において、各産業の振興、企業誘致や起業支援による雇用の創出を図るとともに、農商工等の各種連携による商品開発やイノベーションの創出を支援することを明記している。

- ・第5次飯豊町総合計画

「Ⅲ 基本計画 5. 可能性をひらくまち（3）商工業の強化」において、町内の中小企業が、安定的な経営基盤の構築と積極的な事業展開が可能となるような支援を推進すること、企業間連携を促進・強化し、新たな事業の創出等による活力ある企業の育成に努めること、商工業の活性化のために柔軟な補助事業等を展開し、効率的かつ効果的に起業、設備投資等が可能となる環境の整備に努めることを明記している。

- ・飯豊町 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2章 総合戦略 基本目標5 可能性をひらく種」において、既存工業団地や新しい産業と雇用創出を目的とし、「飯豊町起業支援施設」を中心に起業や産業連携の仕組みを構築し、中小企業の支援を行うことを明記している。

本区域のうち、山形市豊原・西崎、寺西には農用地区域が含まれている。設定する区域において土地利用関係の諸計画との関係性については以下のとおりである。

- ・山形県農業振興地域整備基本方針

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとするを明記している。

- ・山形農業振興地域整備計画

優良農地を可能な限り保全しつつ、安定した雇用の確保と地域活性化のため工業用地の確保にも考慮し、用途間の異動構想を定めており、農用地区域内の農用地を確保しつ

つ企業の計画的配置に努めていることから当該区域の活用については整合が図られている。

・山形県国土利用計画（第五次）

グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラ等の整備状況及び経済情勢等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図り、工場内緑地等の保全にも配慮すると明記している。

・第5次山形市国土利用計画

地場産業の振興や企業誘致を積極的に推進し、安定した雇用の確保と地域活性化を図るため、高速道路のインターチェンジや主要幹線道路の結節点など交通条件が優位な地域や既存団地周辺に必要な用地の確保を図ると明記している。

・山形県都市計画区域マスタープラン

東北中央自動車道及び東北横断自動車道酒田線の高速交通ネットワークを活かして、工業地としての機能の集積と充実を図ると明記している。

・山形市都市計画マスタープラン分野別構想

都市計画に関する基本的な方針では山形北インターチェンジ周辺と山形中央インターチェンジ周辺を産業系業務地想定地区に位置付けており山形市の方針と合致している。

なお、遊休地に関しては市街化された区域において、まとまった遊休地は存在せず、また、遊休農地の多くは山間部に位置し、交通アクセスが不便であることや現実的に面的整備が困難であることから、産業用地としての活用は難しい状況である。そのため、地域の特性を活用しながら自動車などのものづくり関連事業を展開できる余地のある区域は存在しない。

また、山形市内にある8つの既存の工業・産業団地は全て分譲を終えており、企業ニーズに対応するための新たな分譲可能な空き用地は存在しない。

さらに、山形市寺西の山形北インター産業団地は、令和8年度分譲に向けて整備を進めている。令和6年12月の募集開始を前に分譲面積を超える問合せが寄せられており、全ての企業ニーズに対応することが難しい状況である。

やむを得ず地域経済牽引事業に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で最小限の面積をその用に供することとする。

なお、山形市豊原・西崎は、全域が農業振興地域整備計画における農用地区域及び市街化調整区域（約20ヘクタール）であり、今後具体的な開発の見通しが立った段階で「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」への追記を行う。

合わせて山形市寺西（約 13 ヘクタール）は、うち約 6 ヘクタールが農業振興地域整備計画における農用地区域であり、その他は農用地区域外農地（第 1 種農地）である。また、全域が市街化調整区域（約 13 ヘクタール）である。今後具体的な開発の見通しが立った段階で「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」への追記を行う。

【重点促進区域 2】

鶴岡市宝田一丁目、二丁目（鶴岡中央工業団地）

鶴岡市宝田三丁目（鶴岡東工業団地）

鶴岡市大宝寺字日本国（鶴岡西工業団地）

鶴岡市覚岸寺字水上、荒井京田字荒田、本田字八百地（鶴岡西産業団地（仮称））

鶴岡市覚岸寺字水上、同北京田字下鳥ノ巣、同大宝寺字日本国（鶴岡バイオサイエンスパーク）

鶴岡市下清水字内田元（鶴岡鉄工団地）

鶴岡市山田字油田、同矢馳字下矢馳、同大山字向町、同大山字天保恵、同栃屋字天保恵（鶴岡大山工業団地）

鶴岡市藤浪一丁目、三丁目、同上藤島字上川原（藤島南工業団地）

鶴岡市田代字広瀬（櫛引東工業団地）

鶴岡市上山添字神明前、同中田字八幡、同丸岡字町の内（櫛引西工業団地）

鶴岡市下山添字庄南、同丸岡字鳥飼（庄内南工業団地）

鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣（赤川工業団地）

鶴岡市越中山字谷口（庄内あさひ産業団地）

鶴岡市水沢字大布目、同大広字山崎、同大荒字大戸前、同大荒字長面、同西目字殿田、同西目字京田沖（西目工場適地）

鶴岡市平成町、同友江字川向（大山東工場適地）

鶴岡市渡前字大坪（渡前工場適地）

鶴岡市柳久瀬字武良免、同柳久瀬字新大坪、同柳久瀬字大坪（柳久瀬工場適地）

鶴岡市常盤木字関口（常盤木工場適地）

酒田市京田四丁目（酒田京田西工業団地）

酒田市宮海字南浜（酒田臨海工業団地）

庄内町家根合字中荒田（庄内臨空工業団地あまるめ）

遊佐町藤崎字茂り松（鳥海南工業団地）

遊佐町比子字青塚、同比子字白木（遊佐西部工業団地）

設定する区域は、令和 6 年 9 月 30 日現在における地番により表示したものである。
対象区域の図面は別紙 1 - 2 のとおり。

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は757ヘクタール程度であり、鶴岡市覚岸寺字水上、荒井京田字荒田、本田字八百地地区(約15ヘクタール)は全域が農業振興地域整備計画における農用地区域及び市街化調整区域である。

本区域は、地域の特性として、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)と日本海沿岸東北自動車道の整備が進んでおり、高速道路I.C(建設中の区間を含む)から概ね半径5キロ以内に位置しているほか、庄内空港や酒田港との交通アクセスも容易である。

また、Spiber社やヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社などのバイオベンチャーの誕生や国立がん研究センターとの連携研究拠点など、慶應義塾大学先端生命科学研究所が有するバイオテクノロジー関連技術の集積も進んでいる。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。なお、【重点促進区域2】のうち、鶴岡バイオサイエンスパークには工場立地にあたって土地利用調整が必要な市街化調整区域を15.1ヘクタール含んでいることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

各地域の都市計画における用途地域の指定状況は別紙2のとおり。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)については環境保全上重要な地域として、区域から除外している。

なお、本区域には、山形県自然環境保全地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。

・山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画

「第2章 県土利用に関する基本構想 2 利用区分別の県土利用の基本方向 (6) 宅地 イ 工業用地」において、「グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラ等の整備状況及び経済情勢等を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図り、工場内緑地等の保全にも配慮する。また、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地 については、土壌汚染 調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る」ことを明記している。

また、「第3章 県土の利用区分に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 2 地域別の概要」において、重点促進区域2が含まれる「(4) 庄内地域」について、「バイオテクノロジーをはじめとする先端技術分野や、多彩な食材と料理人の技が創り出す「食の都庄内」のブランド価値など、『庄内』の強みを活かし高い付加価値を創出する産業群の形成を目指す。また、ゲートウェイ機能を活用した『人』と『モノ』の交流拡大に向け、その発展を支える高速交通網や庄内空港、酒田港の機能強化など社会基盤の形成に取り

組んでいく」ことを明記している。

・第2次鶴岡市総合計画

「1 基本構想 第3 施策の大綱 5 商工と観光」において、成長性の高い企業の集積を図り、地域外からの企業立地と地域内の企業や事業所の設備等の投資を促進することや、市に立地する高等教育機関、研究機関の研究教育活動の充実やベンチャー企業の事業活動の成長を支える環境整備に取り組むことを明記している。

・鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略

「第1部 鶴岡市デジタル田園都市構想総合戦略 第3 第2期における地方創生基本目標1 安心して働いていくためのしごとをつくり、担い手を育てる」において、高等教育機関、研究機関による研究教育活動やベンチャー企業の成長を支える環境整備を進めるとともに、新たなビジネス展開等の支援、食文化創造都市鶴岡としての食の産業面からの振興に取り組むなど、地域内企業の成長力強化を図ることを明記している。

・酒田市総合計画

「3 基本計画 第2章 地域経済が活性化し、『働きたい』がかなう酒田」において、新たな企業立地、企業のさらなる事業拡大に結び付くよう、オーダーメイド型の支援を継続するとともに、企業への支援を通して地域経済への波及効果を高めることや、酒田港、庄内空港、日本海東北自動車道、新庄酒田道路といった物流インフラの整備促進に向けて取り組むことを明記している。

・第2期酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2部 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標I 地域経済の好循環により『働きたい』がかなうまち 1. 地域経済を牽引する産業の振興 (1) 新たな産業やビジネスの創出、産業力の強化」において、生産性向上や人手不足への対応を積極的に進めるとともに、企業立地や中小企業へのきめ細かな支援により、産業力の強化を図ることを明記している。

また、「同 (2)『港』の物流機能を活かした産業競争力の強化」において、酒田港の更なる利用促進により、港湾利用・物流拠点型産業の集積を目指すとともに、また、酒田港のエネルギー基地としての拠点化を目指し、地域経済の好循環を図ることを明記している。

・第2次庄内町総合計画後期基本計画

「第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち 2 商工業・新産業」において、各企業における人材や後継者の確保及び育成、各企業の受注体制の強化への支援を行うとともに、雇用の場の拡充と新たな活力の創出に向け、企業誘致の推進と立地環境・条件の整備検討に取り組むことを明記している。

・第2期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2章 基本目標ごとの取り組み 基本目標1 しごとをつくる 戦略施策1-2

攻めの商工業づくり」において、6次産業化の取り組みや、商工業・観光業のさらなる活性化並びに起業・事業継承に対する支援など、雇用機会の確保や創出につながる町の特性を生かした産業政策に取り組むことを明記している。

・遊佐町総合発展計画

「第2編 基本構想 第1章 まちづくりの基本方針 第2節 基本目標 I 地域の特性を活かした産業振興と多彩な働き場の構築《産業振興》」において、企業誘致に積極的に取り組んでいくとともに、基幹産業である農林漁業の担い手確保や生産性向上、販路拡大などの施策とを総合的に取り組むことで、既存産業の強化につなげていくことを明記している。

・第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略

「政策分野 I 地域ブランド化の取り組みをすすめ、安心して働ける環境をつくる 施策2 企業誘致活動の推進と既存企業への新規雇用支援」において、土地の有効活用により、再生可能エネルギー関連事業等、広範な分野での企業進出を促すとともに、地方の良さを生かしながら、ねばり強い企業誘致活動を行うことや、既存企業の経営安定化を支援するとともに、事業規模の拡大や新たな設備投資に対する支援を行い、新たな雇用の創出をめざすことを明記している。

本区域のうち、鶴岡市覚岸寺字水上、荒井京田字荒田、本田字八百地地区は全域が農用地区域及び市街化調整区域である。設定する区域において土地利用計画の諸計画との関係性については以下のとおりである。

・山形県農業振興地域整備基本方針

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本とした適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする明記している。

・鶴岡市農業振興地域整備計画

企業誘致においては、空路・陸路の高速交通や産学連携における環境面での優位性をアピールし、更なる立地を促進しているとしている。以上のことから、当該区域の活用は、鶴岡市農業振興地域整備計画との整合が図られている。

・鶴岡市国土利用計画

「第2章 市土の利用に関する基本構想 2 地域類型別の市土利用の基本方向 (5) 宅地」において、工業用地については、本市経済の基盤として、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した付加価値の高い工業の集積と生産拡大に向け、必要な用地の確保を図ると明記している。

・山形県都市計画区域マスタープラン（庄内南部圏域）

都市計画に関する基本的な方針として「(2) 創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市」が掲げられており、都市基盤・都市機能の充実や雇用の場の確保などを進め、圏域の産業が成長する活力ある都市を目指すとしており、山形県の方針と合致している。

・鶴岡市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針として「分野別構想 第4章 分野別の方向性 1. 土地利用」において、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した、付加価値の高い工業の集積や必要な研究開発環境の整備により産業集積を進めることとしており、鶴岡市の方針と合致している。

なお、遊休地に関しては市街化された区域において、まとまった遊休地は存在せず、また、遊休農地の多くは山間部に位置し、交通アクセスが不便であることや現実的に面的整備が困難であることから、産業用地としての活用は難しい状況である。そのため、地域の特性を活用しながら電子・デバイス部品などの関連事業を展開できる余地のある区域は存在しない。

また、鶴岡市内にある11の既存の工業・産業団地のうち9つは全て分譲を終えており、残り2つについても完売の見込みである。このため、新たな企業ニーズに対応するための分譲可能な空き用地は存在しない。

なお、鶴岡市覚岸寺字水上、荒井京田字荒田、本田字八百地地区は全域が農用地区域及び市街化調整区域であるが、農用地区域に関しては農村地域への産業の導入の促進等に関する法律により土地利用調整を行い、市街化調整区域に関しては地区計画を定め、開発を行うため、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整は行わない。

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域1】

本区域は、上記のとおり、ものづくり分野において地域経済牽引事業の促進に適した工業団地及び産業団地等であり、概ねの面積は、全体で約990ヘクタールである。

当該工業団地等は東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）及び東北中央自動車道沿いに整備されていることから、交通インフラが充実しており、今後さらなる整備も進む見込みがある。また、山形大学工学部の技術を活用した産業集積も見込めることから、ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。このため、これらの区域において、工場立地法の特例を活用する。

【重点促進区域2】

本区域は、上記のとおり、ものづくり分野において地域経済牽引事業の促進に適した工業団地及び産業団地等であり、概ねの面積は、全体で約757ヘクタールである。

当該工業団地等は東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）及び日本海沿岸東北自動車道沿いに整備されていることから、交通インフラが充実しており、今後さらなる整備も進む見込みがある。また、慶應義塾大学先端生命科学研究所の技術を活用した産業集積も見込めることから、ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。このため、これらの区域において、工場立地法の特例を活用する。

なお、鶴岡西産業団地（仮称）においては工場立地法の特例のみを活用し、地域未来投資促進法における土地利用調整は行わない。

また、鶴岡バイオサイエンスパークは、同地内に立地する慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果等を活用したベンチャー企業等が集積し、研究開発に係るコミュニティを一体として形成しているものである。今後同パーク内のベンチャー企業の工場整備等を行う場合、慶應義塾大学先端生命科学研究所等との密接な相互関係から同パーク内に整備を行うことが最も適当であること及び同パーク周辺には最適な遊休地等が存在しないことから、重点促進区域として設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域別紙3のとおり。

設定する区域は、令和6年9月30日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性①】 山形県の大学や研究機関などが保有する世界最先端の有機エレクトロニクス・バイオ技術を活用した産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

【地域の特性②】 山形県の成長期待分野（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業用機械）における産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

【地域の特性③】 山形県の電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等の特化した強みを持つ産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

【地域の特性④】 山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス等の産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

(2) 選定の理由

【地域の特性①】 山形県の大学や研究機関などが保有する世界最先端の有機エレクトロニクス・バイオ技術を活用した産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

山形大学が有する有機エレクトロニクス関連技術、慶應義塾大学先端生命科学研究所が有するバイオテクノロジー関連技術を核とした産業の集積が進んでいる。

有機エレクトロニクス分野では、山形大学において国際的研究拠点が形成されており、世界最先端の研究開発及び実用化の取組みが進められている。

実用化で先行する「有機EL照明」については、照明用有機ELパネルの製造会社が立地したのを皮切りに県内企業の参入が進み、関連産業が集積している。

「有機トランジスタ」、「有機太陽電池」、「蓄電デバイス」など、その他の有機エレクト

ロニクス分野においても、大学発ベンチャー企業の創設や、県内外の企業との共同開発など、実用化に向けた動きが加速している。

また、バイオテクノロジー関連分野においては平成13年に鶴岡市に設置された慶應義塾大学先端生命科学研究所において、ゲノムデザイン技術やプロテオーム解析技術、そして世界最先端のメタボローム解析技術を中核とする研究開発により、世界をリードしてきた。

鶴岡市では、同研究所の設置に伴い、研究開発型企業や試験研究機関等の集積の受け皿となる「鶴岡サイエンスパーク」を開設し、同研究所バイオラボ棟に隣接して、「鶴岡市先端研究産業支援センター（レンタルラボ）」を整備し、メタボローム研究と産業創造の拠点の形成に取り組んでいる。

そして、同研究所からは、世界初の合成クモ糸繊維の量産技術確立に取り組むSpiber社やメタボローム解析で海外展開を拡大するヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社など、これまで7社のバイオベンチャーが立ちあがり、200名を超える雇用を生み出している。

また、平成29年4月には、同研究所と国立がん研究センターとの連携研究拠点も設置され、共同研究が開始されるなど、研究機能の集積が着実に進行しており、レンタルラボの60室の貸室は満室状態が続いている。

さらに、地元開発業者により複合型宿泊施設や子育て支援施設が設置され、研究者の生活環境が整備されている。

県では、平成23年に鶴岡市や関係企業、県内産業支援機関及び金融機関等で構成される「バイオクラスター形成推進会議」を立ち上げ、バイオクラスター形成に向けた情報共有と合意形成を図るとともに、県内産業支援機関や金融機関と協力しながら産学官金の連携による支援体制を構築し、同研究所の研究シーズを活用した県内企業との共同研究や事業化の促進、コーディネート活動によるマッチングなど、研究成果の県内波及に向け、支援を行っている。

【地域の特性②】山形県の成長期待分野（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業用機械）における産業の集積

【活用戦略】成長ものづくり

本県では、今後更なる成長が期待される分野の産業集積が進んでいる。

具体的には、自動車関連産業について、平成18年5月に「山形県自動車産業振興会議」を設立し（令和3年5月時点の会員企業数281社・団体）、情報交換や交流会を実施し、県内企業の連携強化に取り組んでいる。航空機関連産業については平成19年11月に「山形県航空機産業地域戦略研究会」を設立（令和3年2月末時点の会員数70社）、県内企業の新規参入・取引拡大に取り組んでいる。自動車関連産業、航空機関連産業を含む輸送用機械器具製造業は、本県における産業別従事者数構成比の6.2%で県内6位の産業となっている。

近年、自動車については世界的に電動化の動きが高まっており、日本においても、経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和2年12月）

及び令和3年1月の通常国会での政府方針演説において、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%実現を目指すことを示すなど、対応が必要となっている。本県においても、こうした自動車の電動化やCASE技術（つながる・自動化・利活用・電動化）の急速な進展に伴う県内企業の構造転換に的確に対応するため、電動化の技術開発や、意欲ある企業の発掘・育成、製造部品の転換、他分野からの進出を促進するとともに、電動化に伴い需要減が見込まれる部品（エンジン、トランスミッション等）を製造する県内企業に対し、危機意識を醸成し、製造部品の転換や新技術の開発等を支援している。

ロボット関連産業については、平成26年の都道府県別のロボット部品製造の出荷額が71億円で全国第3位（（公財）中部圏社会経済研究所「中部社研経済レポートNo.11」）となっており、他地域に比して優位な産業となっている。更に平成27年10月には、「やまがたロボット研究会」を設立、令和3年2月時点で166社が参加しているなど、更なる成長が期待できる分野である。

また、環境・エネルギー分野においては、グリーンイノベーションの実現を目指し、幅広いものづくりの技術基盤を有する本県の優位性を活かして、技術開発に先行して取り組んでいる。中でも、発電用等電気機械器具製造業を含む電気機械器具製造業は、事業所数138事業所で、県内で5位の産業となっており、本県においては成長の可能性を有する重要な産業と位置付けられる。平成24年6月には、「山形県新エネルギー産業事業化促進協議会」を設立し（令和3年2月時点の会員数127社・団体）、環境・エネルギー分野への企業参入の促進に取り組んでいる。

医療・福祉・健康関連産業は、医療機器の都道府県別医薬品生産金額が約2729億円（令和元年薬事工業生産動態統計年報）で、全国第12位となるなど、本県において強みをもつ産業となっている。平成28年5月には「山形県次世代医療関連機器研究会」を設立し（令和3年6月時点の会員数106社・団体）、新たな医療関連機器の開発に向けた県内企業の技術力向上、人材育成、取引の拡大を支援している。

食品では、食料品製造業が、事業所数で15.9%、従業者数で14.9%と、いずれも県内で最も多いほか、付加価値額は約1,052億円と県内で2番目に多い産業となっている。

また、農業用機械製造業の付加価値額も、約73億円と全国で13番目に高い額となっている。

このような産業集積の状況の下、本県では、令和2年3月に策定した「山形県産業振興ビジョン」において、これらの自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業を成長が期待できる分野と位置付けた。

この6分野において、更なる成長を促していくため、参入に当たっての情報収集から、製品開発、販路開拓といった段階に応じた支援策を設けて、県内企業の新規参入・取引拡大の支援に取り組んでいる。

【地域の特性③】 山形県の電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等の特化した強みを持つ産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

本県においては、「1（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）」でも述べたように、それまでの地場産業が発展した形で、機械、鋳物、ミシン、繊維など伝統的な産業の集積が見られる。これらの産業は現在も重みがある分野であり、電気機械器具製造業は事業所数が138事業所で県内第5位、電子部品・デバイス・電子回路製造業は付加価値額が2,116億円で県内第1位、鋳物等を含む窯業・土石製品製造業は従業者1人当たりの付加価値額が1,371万円で県内第4位、繊維工業は従業者数が6,212人で県内第5位の産業となっている。特化係数を見ても、電気機械器具製造業0.97、電子部品・デバイス・電子回路製造業2.45、鋳物等を含む窯業・土石製品製造業1.76、繊維工業4.31（平成28年経済センサス基礎調査）と、他地域に比しても優位な集積であり、これらの特化した産業を活用した地域経済牽引事業の創出も、本県経済にとっては重要である。

また、上述の産業の多くは小物部品等の完成工場や最終消費地との距離に比較的依存しない産業であり、こうした特長を活かす物流も活用することで、更なる成長を生むことが可能である。

【地域の特性④】 山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス等の産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

本県では、先に挙げた山形大学の有機エレクトロニクス研究拠点や慶應義塾大学先端生命科学研究所のバイオテクノロジー研究拠点が、利用者が年間5千人を超えるなど、大きな経済効果を持つ都市施設となっている。また、令和3年現在で、これらの研究拠点に関連する産業技術を活用して、23社のベンチャー企業が誕生している。

こうした中、企業支援型のサービスのニーズが年々増加している。具体的には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業及びコールセンター業等のサポートへのニーズである。

山形県では、これらの企業支援型のサービスを提供する人材について、高校卒業者のうち生産工程分野及び専門的・技術的職業分野への就職割合が約5割を占めているなど、供給力が高い。更に、先端技術では山形大学や慶應義塾大学先端生命科学研究所から、プロダクトデザイン等に関しては東北芸術工科大学デザイン工学部から、それぞれ優秀な人材が地域に供給されている。また、山形県産業創造支援センター、山形県高度技術開発センターといったインキュベーション施設の整備や、「山形県ソフト産業立地促進補助金」（補助金額最大10億円）の創設により、ソフトウェア開発やコールセンター等の企業立地促進を図っており、若者や女性が就業できる業種の育成が進んでいる。

加えて、本県の共働き世帯割合は57.9%（全国2位）であり、育児をしている女性

の有業率がどの年齢階級でも全国の割合より高く、育児と仕事を両立している女性人材を多く活用できる環境にある。

このように、ニーズが大きくなりつつある企業支援型のサービスを大きな産業へと成長させるため、当該分野の地域経済牽引事業の創出が必要となっている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして、ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方税の課税免除制度の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の地方税について、課税免除を行う。

② 地方創生施策関係

地方創生推進交付金等の地方創生施策関係制度を活用し、県工業技術センターを中心とした技術相談機能の充実を図り、企業の支援ニーズに対応した高付加価値分野・成長期待分野への参入や事業拡大を促進するとともに、有機エレクトロニクスやバイオテクノロジーといった本県の強みである技術を生かした事業化の流れを更に加速し、産業集積へつなげる。また、本県のものづくり人材の育成を図るための研修会の開催など、産学官が連携した人材育成の取組みを進める。

地域の特性との関係は以下の通りである。

イ) 山形県の大学や研究機関などが保有する世界最先端の有機エレクトロニクス・バイオ技術を活用した成長ものづくり分野においては、これらの機関が有する研究シーズを活用するベンチャー企業や民間事業者の取組み等の支援を行っていく。

・山形大学と県内企業との有機エレクトロニクスに関する共同研究への支援、慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究成果の活用を促進するためのコーディネート活動等の総合的な支援。

ロ) 山形県の成長期待分野（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業用機械）における産業の集積を活用した成長ものづくり分野においては、民間事業者に対して、これらの分野への参入支援、取引拡大の支援を行う。

・やまがたロボット研究会を中心とした県内企業、産業支援機関、大学等の連携促進による技術開発力の強化・新ビジネス創出に向けた支援、大学等の医療現場のニーズや技術シーズを活かした産学官連携による医療機器開発の促進。

ハ) 山形県の電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、窯業・土石製品製造業、繊維工業等の特化した強みを持つ産業の集積を活用した成長ものづくり分野においては、これらの産業集積を利用し更なる成長を生むため、工場の新設等の

設備投資や、雇用を促進し、地域産業の促進につながる民間事業者の取組等の支援を行っていく。

- ・世界トップシェアの車載リレーをはじめ、ハイブリッド車や電気自動車にも使用される製品の製造を行い、事業の拡大や地域産業の促進、雇用の促進、人材育成など幅広く地域を牽引する製造業の民間事業者の取り組みの支援。
 - ・精密機械・プレス・金型・板金、樹脂切削及び段ボール等の独自の加工技術を有する企業の国内外における販路開拓及び人材育成の強化に係る取組等の支援。
- 二) 山形県のものづくり産業を支える高等教育機関等の人材を活用した企業支援型サービス分野においては、ソフトウェア開発や製品サポート等を行う民間事業者等の取組を支援していく。
- ・慶應義塾大学先端生命科学研究所における革新的な研究シーズを基礎技術として立ち上げたバイオベンチャー企業の事業化及び事業拡大に向けた取組み等の支援。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ① 山形県工業技術センターが有する分析・解析結果、技術情報の情報提供
地域企業の技術力向上のために、公設試験研究機関が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネットで公開する。
- ② 地域情報
本県では、人口や交通等の社会基盤、各種経済指標等の統計調査結果をホームページ上で公開しており、これについて事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。
- ③ 個人情報保護
上記①、②を進めるにあたっては、山形県個人情報保護条例に基づき、個人情報が保護されるよう適切な管理を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

山形県産業労働部工業戦略技術振興課において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ・「ものづくり創造ラボ」等による技術支援

地域中小企業の課題解決に貢献するため、企業の出口を見据えた支援を実施していく。高付加価値なものづくりを支援していくためには、単工程の技術高度化や一つの部品の製造に留まらず、ユニットとしての製造や製品とソリューションをパッケージにして販売するなどの新たな取り組みが必要である。こうした支援は、単一の技術分野のみでは解決が困難であるため、複数の技術分野を組み合わせた研究開発等の支援が必要となってくる。こうしたことから、企業の製品化等の相談窓口を一本化し、設計から試作・評価に至る一貫した技術支援を行うため「ものづくり創造ラボ」を設置している。工業技術センターの有する機械設備等の積極的な活用を促進するとともに、企業が共同で利用できる高度試験研究機器の導入など機能面での充実を図っていく。ま

た、工業技術センターの職員による技術シーズの移転、技術者養成研修、企業との共同研究、他連携支援機関・大学等の研究機関とのマッチング、研究会・協議会等の活動支援など、ソフト事業も実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和4年度（初年度）	令和5年度から令和6年度	令和7年度（最終年度）
【制度の整備】			
①不動産取得税・固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②地方創生交付金の活用	新規事業の検討及び運用	新規事業の検討及び運用	新規事業の検討、運用及び評価
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①工業技術センターによる情報提供	運用	運用	運用
②地域情報の提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談受付	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

本県では、製造業等を支える技術支援機関として、公設試験研究機関の山形県工業技術センターを配置（本所：山形市、置賜試験場：米沢市、庄内試験場：三川町）し、県内全域を支援する体制としている。本所では、広範で多様な課題に対する技術相談及び指導、受託試験、企業との共同研究、更に先導的研究開発プロジェクトを実施するなど高度かつ総合的な技術支援を担い、試験場は各地域の産業特性を踏まえ、地域企業のニーズ把握に努め、技術相談及び指導、受託試験等を中心に研究開発も含めて本所と連携しながら地域に密着した技術支援を行っている。

公益財団法人山形県産業技術振興機構は、本県における産学官連携創造サイクルの創生、先端技術に関わる研究開発プロジェクトの推進、先導的な研究開発の支援と技術支援基盤の整備等により、企業の市場競争力を強化し、本県産業の自立的発展が推進されるよう、全県をカバーし支援を行っている。

公益財団法人山形県企業振興公社は、地域経済の振興を目的に、県内中小企業等の経営基盤の強化に関する事業や、販路開拓等の支援事業等を実施することで、中小企業等の経営安

定と発展を支援している。

更に、高等教育機関では、先導的な研究開発が行われており、山形大学においては有機エレクトロニクス分野、慶應義塾大学先端生命科学研究所においてはバイオテクノロジー分野において世界最先端の技術が生み出されている。

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、これらの地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本県では、これらの支援機関による連携支援計画に基づき、事業者に対する適切な支援を図る。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 山形県工業技術センター

本県全域における製造業等の課題解決、技術高度化を目的に、技術相談対応、研究開発、企業との共同研究、先導的・戦略的な研究プロジェクト推進、受託試験・設備使用、研修等による技術者養成、他の連携支援機関・大学等外部機関との連携等、幅広く地域の企業を支援。

産業化・事業化につながるような研究開発の支援と、先端研究を行っている大学等研究機関のシーズを活用した企業への技術移転の支援、研究成果の積極的な普及活動の実施、技術確立や製品化のための設計・試作・評価の工程におけるハード・ソフト両面での技術支援を実施。

② (公財) 山形県産業技術振興機構

大学等との連携や企業間の連携、国などの競争的資金の獲得をコーディネートし、研究開発プロジェクトへと発展させ、マネジメントを実施。

また、「山形県バイオクラスター形成会議」の構成団体として、クラスター形成に向けた県内企業等への支援を実施。

③ (公財) 山形県企業振興公社

相談対応・指導助言等による経営基盤強化の支援のほか、発注企業の開拓や取引あっせん、商談会の開催等により、県内企業の販路開拓や受注拡大への支援を実施。

また、「山形県バイオクラスター形成会議」の構成団体として、クラスター形成に向けた県内企業等への支援を実施。

④ (公財) 庄内地域産業振興センター

「山形県バイオクラスター形成会議」の構成団体として、慶應義塾大学先端生命科学研究所を核としたバイオクラスター形成に関する施策の管理法人機能を果たし、同研究所及び研究所発のベンチャー企業と県内企業等との共同研究シーズの発掘及びコーディネート、並びに産業化まで切れ目のない支援を実施。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本促進区域には、数多くの秀麗な山々や県土を縦貫する最上川、雄大な日本海など、豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれている。本基本計画の推進にあたっては、山形県環境基本条例の目指す「持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向けて、山形県環境計画に基づき、資源・エネルギーの利用の効率化及び循環の促進など環境の保全に十分に配慮しながら、地域社会や住民生活との調和共存を図っていくことが重要である。

このため、当該促進区域においては、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して課題が生じうる事項への対策については、住民の理解を得るため、事業者と行政が一体となって、事前に十分な説明を行い、地域の安全と平穩の確保に努める。また、国や県、市町村が定める各種計画等との調和の保持に十分に配慮する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定する鳥獣保護区、「自然公園法」に規定する国立公園区域、国定公園区域、県立自然公園区域、「自然環境保全法」に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）内での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これら多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。国立公園・国定公園を実施場所に含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、環境省地方環境事務所（または県自然環境保全部局）と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、県では、平成19年に施行された「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づく「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」の推進により、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の取組みを行う。

ア 犯罪の防止等と安全の確保に配慮した道路等の維持管理

a 防犯の指針を踏まえた道路等の施設の管理維持

- ・ 通学路の安全性を確保するため、道路等の施設を適切に維持管理するほか、安全点検等を含め定期的なパトロールを実施する。

b 防犯設備等の整備・改善の促進

・市町村や関係団体に対して、研修会や防犯出前講座等を活用し、防犯指針を踏まえ、道路・公園・空き地の見通しや照度の確保、地下道・空き家等の危険箇所の適切な管理、必要な箇所への防犯ベル・赤色灯、女性・子どもの安全に配慮した郊外における暗がり対策として照明設備の設置など地域の安全点検の実施を働きかけ、防犯設備等の整備・改善を促進する。

イ 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

a 住宅防犯に関する情報提供

・研修会や街頭広報、相談窓口等において、住宅における防犯対策を積極的に紹介し、被害の未然防止を図る。

b 関係機関等と連携した防犯設備・機器の普及

・防犯設備に関する専門的な知識を有する防犯設備士や警備業者、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者と連携し、防犯性能の高い設備・機材の普及に努める。

ウ 犯罪の防止に配慮した金融機関・商業施設等の防犯性の向上

a 防犯対策や体制の整備、従業員等への安全指導

・深夜営業のファーストフード店等、防犯体制の強化が求められる業種との連携を強化するとともに、防犯協議会等防犯ネットワークの加盟を促進し、防犯設備の整備・改善及び従業員等の安全指導を徹底して防犯対策の強化を図る。

b 犯罪発生情報の提供と防犯資機材の整備促進

・防犯体制の強化が求められる業種に、犯罪発生情報の提供や防犯資機材の紹介を行い、防犯意識の高揚と防犯資機材の整備促進を図る。

c 模擬強盗訓練による緊急時の適切な対応の習得

・防犯資機材の設置や管理状況等の指導を行うほか、模擬強盗訓練を実施し、従業員等の意識改善を行うとともに、緊急時の適切な対応の習得促進を図る。

d 大規模小売店舗の防犯対策への協力

・大規模小売店舗立地法に基づく届出があった場合、防犯設備の充実、施設管理の強化、緊急通報体制などについて協力を求めていく。

e 事業所等における犯罪を減少させる指針の普及

・犯罪を減少させ安全で安心な地域づくりを推進するため、事業所等における防犯性を向上させる構造、設備等に関する指針を踏まえ、防犯環境の醸成と防犯意識の啓発に努める。

(3) その他

「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」に記載したK P Iの達成状況等の整理・分析を毎年行い、事業等の進捗状況や課題を明らかにした上で、経済的目標の達成に向けた事業の内容の見直し、改善を図る。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり工場立地にあたって土地利用調整が必要な市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域2】

(市街化調整区域)

鶴岡バイオサイエンスパーク

鶴岡市覚岸寺字水上 223-1~4、234-1~2、239-2~3、273-1、290-1、291 の一部、292

鶴岡市北京田字下鳥ノ巣 6-1、6-5、23-1~2、29-1、79-1、84-4 の一部、87-1~3、132-2、139、140、141-1、144、149、151-5、152-1、154-1、155

(地区内における公共施設整備の状況)

鶴岡バイオサイエンスパークは、行政及び民間開発などにより、道路や調整池など必要な公共施設は整備されており、鶴岡市として新たに公共施設等の整備を行う必要がない状況である。

(地区内の遊休地等の状況)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

鶴岡バイオサイエンスパークは、鶴岡市都市計画における都市計画区域内にあり、その区域の一部は準工業地域として用途地域に指定されており、工場等の立地にも適する良好な操業環境の維持・充実に努めている。

同サイエンスパークは、庄内広域行政組合が策定した地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）に基づく庄内地方拠点都市地域基本計画の中で、大学や研究機関、研究開発型企業、業務機能等の集積を図る区域に指定されている。

また、鶴岡市総合計画の中でも、研究機関や企業が集積する区域に位置付けられており、当該計画との調和は図られている。

(2) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域2】

鶴岡市覚岸寺字水上、鶴岡市北京田字下鳥ノ巢（鶴岡バイオサイエンスパーク）

（立地条件）

本区域は、鳥海山や月山等の眺望に恵まれており、庄内空港、鶴岡インターチェンジ、JR 鶴岡駅などの高速交通の接続点に近く、庄内地域の主要幹線道路である国道 7 号にも至近である。また、JR 鶴岡駅周辺の高度集積を中心とした既存市街地の都市利便性を享受でき、近くには工業団地群や山形大学農学部が立地しており、地域内外のさまざまな連携により、将来の大きな発展と地域活性化が期待されることから、地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）の規定に基づく基本計画（庄内地方拠点都市地域基本計画）の中で、大学施設、試験研究機関、企業、業務機能等の誘致・集積の受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備する地区に位置付け、鶴岡市ではその推進を図っている。

本区域の隣接地（市街化区域）には、平成 13 年度以降、複数の研究支援施設（慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下、慶應先端研）、鶴岡市先端研究産業支援センター（バイオベンチャー企業等が入居するレンタルラボ）や慶應先端研発ベンチャー企業の次世代バイオ素材研究施設などが、それぞれ隣接して集積されており、日常的な連携がなされている。

また、平成 27 年度に、鶴岡バイオサイエンスパークを世界レベルの開発拠点として、さらに高度化を促進するため、また、周辺の市街化区域内において必要とされる規模の開発を行えるような余剰地が残されていないことなどから、本区域は、研究開発施設や研究開発者等支援施設を目的として開発を許可され、平成 30 年度までに農地転用、土地造成、開発が完了し、宅地化されている。

今後整備予定の施設は、鶴岡バイオサイエンスパーク内に立地している慶應先端研発ベンチャー企業等の研究施設での事業を成長・発展させる次世代バイオ素材の研究施設や工場であり、本区域内に立地する本社研究施設と密接に関連しながら製品の評価・検証や改良が効率的に行われることで、地域への経済効果を最大化させるものであり、また、近接の市街化区域内においては建設可能な余剰地が残されていないことから、宅地化されている同区域内への建設を促進することが最も適切であり、市街化を促進しないものである。

以上のことから、本区域において整備を予定する施設については、現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場であり、立地条件は適当である。

（対象施設）

本区域において整備する当該施設は、既存の試験研究の用に供されている慶應先端研発ベンチャー企業等の研究施設と密接な連携が必要な工場や研究施設で、ファッション・アパレル分野をはじめ自動車分野など幅広い分野に活用できるサステナブルな次世代バイオ素材の製造及び研究・開発を行うものである。

当該施設は、上記立地条件のとおり既存研究施設の近傍に設置することが地域経済を最大化するために、最も効率的で必要不可欠である。

既存研究施設は、本区域が含まれる鶴岡バイオサイエンスパーク内にあるが、同パーク周辺の市街化区域には適切な規模の用地がなく、また、同パークの一部となっている本区域は、市街化調整区域であるものの、上記立地条件のとおり既に宅地化されており、その周辺において市街化を促進するものではなく、立地の必要性を認めることができる。

以上のことから、当該施設は、現に試験研究の用に供されている試験研究施設の近傍に立地する研究施設及び工場であることから、基本的な方針の第一へ（3）②（ii）に該当するものである。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和7年度の末日までとする。

「山形県農林水産分野基本計画」、「山形県観光分野基本計画」の終期と合わせるため、4年間とする。

『山形県ものづくり分野基本計画』に基づき法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、なお従前の例による。